

平成 29 年度輸出先国の規制に対応する
ためのサポート体制整備委託事業
報 告 書

平成 3 0 年 3 月 9 日

一般社団法人全国植物検疫協会

目 次

1. 事業の背景及び目的	1
2. 事業の取り組み内容	3
(1) サポート事務局の設置及び業務	3
(2) 専門家リストの整備	4
(3) 相談窓口の設置	7
(4) 産地等の現状把握の実施	21
(5) 専門家による技術的サポートの実施	26
(6) 第2回有識者検討委員会の意見を踏まえた改善	28
3. 事業の実施結果	30
(1) 輸出産地カルテの作成状況	30
(2) 技術的サポートの実施状況	34
4. サポートの取り組み事例	36
(1) 事例1（新たに輸出を始めたい）	36
(2) 事例2（輸出先国の拡大）	37
(3) 事例3（不合格となった植物の選別指導）	38
(4) 事例4（二国間合意事項の手続き等）	39
(5) 事例5（査察対応）	40
(6) 事例6（セミナーの講師）	41
(7) 事例7（協議会参加）	42
5. 成果と課題	43
6. 今後の取り組みについて	45
(1) 専門家の拡充	45
(2) 相談窓口の設置	45
(3) 広報の強化	45
(4) サポートの充実	46
(5) サポート時に使用する資料の充実	46
7. サポートに使用した主な資料	47

1. 事業の背景及び目的

農林水産省は、平成28年5月に農林水産業・地域の活力創造本部において、「農林水産業の輸出力強化戦略」^{*1}を取りまとめた。当該輸出力強化戦略に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠である。これには、輸出先国に存在しない特定の病虫害が我が国に存在している場合、特別な防除や選果等の作業が必要となること、輸出先国において輸出しようとする農産物が生産されておらず、残留農薬基準値が極めて低く設定されている場合、我が国で使用可能な農薬が限定されていることなどの課題を解決する必要がある。

一般社団法人全国植物検疫協会（以下「全植検協」という。）では、「平成29年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」（以下、本事業）を受託した。植物検疫や病虫害防除などの専門家等から構成されるサポート体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者の意向や課題を聴取・分析するとともに、専門家を現地に派遣等することにより、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的サポートを行い、輸出先国の規制に則した防除体系や栽培方法等の普及を促進するため、農林水産省の委託内容に基づき次の6つの取り組みを実施した。なお、事業の開始に当たって、農林水産省消費・安全局植物防疫課と協議の上、計画を作成したほか、事業の進捗状況を定期的に報告した。

- ① サポート事務局の設置及び業務
- ② 専門家リストの整備
- ③ 相談窓口の設置
- ④ 産地等の現状把握の実施
- ⑤ 専門家による技術的サポートの実施
- ⑥ 第2回有識者検討会の意見を踏まえた取り組み

^{*1} 農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_kyouka_senryaku/h28_senryaku.html）参照

なお、事業のイメージを図1に示す。

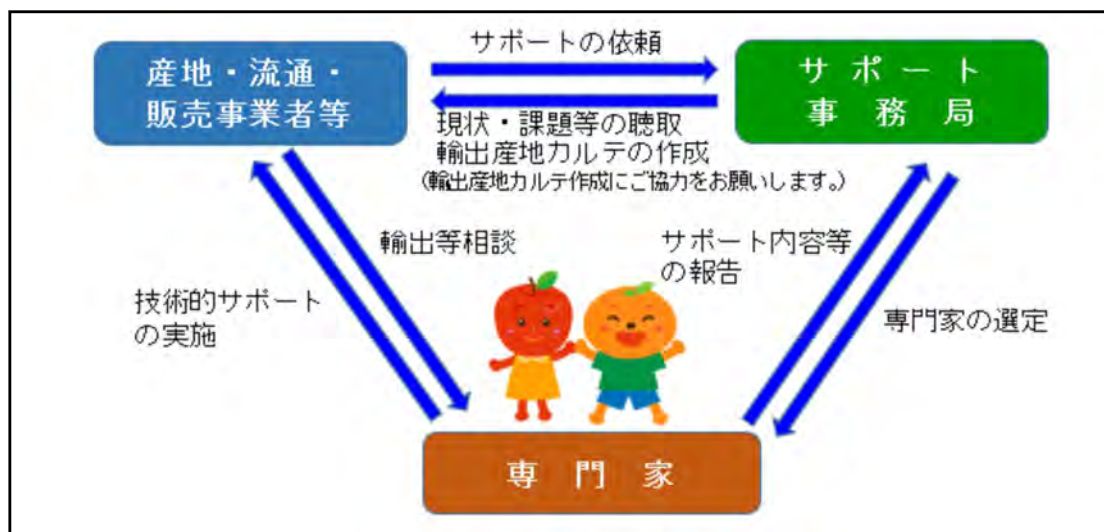


図1 事業のイメージ

2. 事業の取り組み内容

(1) サポート事務局の設置及び業務

全植検協は、本事業を円滑に推進するため、全植検協内にサポート事務局を設置した。

サポート事務局の主な業務は以下のとおりである。

- ① 専門家の登録に関し、専門家選定委員会との連絡調整及び専門家への委嘱等の事務
- ② 相談窓口の設置に係る事務
- ③ 相談窓口に寄せられた相談、問合せに係る対応等の調整及びサポート実施に伴う専門家の選定
- ④ 専門家とのサポート方針の協議及び調整
- ⑤ サポート実施のための資料の作成
- ⑥ サポート実施後の産地・事業者カルテ（以下、輸出産地カルテ）の確認・整理
- ⑦ サポート実施に伴う専門家への報酬等の支払い
- ⑧ リーフレットの作成及びインターネットサイトを用いた広報の実施 など

なお、サポート事務局では本事業の実施に先だち平成29年4月に、植物検疫、病害虫防除・栽培管理、農薬の適正使用（残留農薬）等に係る知識を有する委員6名からなる第1回有識者検討会を開催した。その意見を踏まえて、平成29年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業の計画を作成し、この計画に基づき、今年度の事業を開始した。

また、事業年度の中間期（平成29年11月）に第2回有識者検討会を開催し、サポート事務局から委員に対して平成29年10月末までの事業の実施概要を報告した。委員からの改善点等の意見を踏まえ、事業内容の見直しを行った。

さらに、事業年度末（平成30年3月）に、第3回有識者検討会を開催した。第3回有識者検討会においては、サポート事務局から1年間の事業の実施概要を報告したほか、平成29年度に産地等に派遣した専門家3名から具体的な技術的サポートを紹介してもらった。サポート事務局は、委員からの事業の成果や課題、今後の取り組み

に係る助言等を踏まえて、事業報告書を取りまとめた。

(2) 専門家リストの整備

専門家は、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の適正使用（残留農薬）等の各分野において、現場指導の経験や知識を有する者を全国的に募集し、本事業への協力に理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者を選定した。選定した専門家は、表1の様式により専門家リストとして取りまとめ、サポート事務局が専門家と連絡する際に利用した。

表1 専門家リスト

平成29年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業の専門家リスト									
分野	氏名	所属等	住 所	電話番号	FAX番号	eメールアドレス	現場指導の経験の内容	希望地域	
1									
2									
3									
4									
5									

専門家の選定に当たっては、植物検疫、病虫害防除・栽培管理又は農薬の適正使用（残留農薬）に係る業務に5年以上従事した経験のある有識者6名からなる専門家選定委員会を開催した。有識者の助言を踏まえて専門家を登録することで、産地等に派遣する専門家の基準を設定した。

サポート事務局は、次の取り組みを実施した。

ア 専門家の募集

サポート事務局は、関係機関を通じて、植物検疫、病虫害防除・栽培管理又は農薬の適正使用（残留農薬）等に係る各分野の専門家を全国規模で募集するとと

もに、全植検協ホームページ^{*2}にも募集案内を掲載した。

(ア) 植物検疫に係る専門家の募集

サポート事務局は、各地域にある植物検疫協会及び植物防疫協会等（以下、「地域協会等」という。）に勤務し植物検疫業務に携わった経験のある者及び過去に植物防疫所に勤務した経験のある者に対し、各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）への配置を見込み30～50名程度募集した。

(イ) 病虫害防除・栽培管理に係る専門家の募集

サポート事務局は、農林水産省消費・安全局植物防疫課が推薦する者や日本技術士会の会員（農業部門・植物保護）などで病虫害防除や栽培管理の知識を有する者を100名程度募集した。

(ウ) 農薬の適正使用（残留農薬）に係る専門家の募集

サポート事務局は、全国農薬協同組合が推薦する者で農薬の適正使用や諸外国の残留農薬等の知識を有する者を50～70名程度募集した。

イ 専門家の選定・登録

サポート事務局は、専門家の選定に当たって、第1回専門家選定委員会を平成29年4月に開催した。第1回専門家選定委員会の承認を得て、6月1日に122名の専門家を登録した。その後、平成29年6月には全植検協ホームページにおいて専門家の募集案内を掲載するとともに、同年7月には（公財）日本技術士会に文書により専門家の募集依頼を行った。その結果、新たな専門家の応募があるごとに、専門家選定委員会を開催した（平成29年度中に計5回）。その結果、7月に6名、11月に4名、12月に4名、平成30年2月に2名の専門家を追加登録し、平成30年2月末時点では表2のとおり138名となった。

^{*2}（一社）全国植物検疫協会ホームページ（<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/>）参照

表 2 専門家の登録状況（平成30年2月末現在）

分野	植物検疫	農薬適正使用 (残留農薬)	病虫害防除・ 栽培管理	植物検疫 農薬適正使用 (残留農薬)	病虫害防除・ 栽培管理 農薬適正使用 (残留農薬)	植物検疫 病虫害防除 農薬適正使用 (残留農薬) GAP	計
登録数	47 名	80 名	8 名	1 名	1 名	1 名	138 名

ウ 専門家の業務

サポート事務局は、専門家選定委員会において選定された専門家に対して、速やかに全植検協の会長名をもって委嘱した。専門家の業務は以下のとおりである。

- ① 産地等における輸出に関する意向、現状、課題等の聴取
- ② 技術的サポート方針の協議
- ③ 産地等に関わる関係者による検討体制の構築
- ④ 輸出先国の植物検疫要求等に基づく、植物検疫に係る手続き等、病虫害防除・栽培管理又は農薬の適正使用（残留農薬）等に係る技術的サポートの実施
- ⑤ 技術的サポートの実施に係る輸出産地カルテの作成
- ⑥ 全植検協への報告及び必要な書類の提出
- ⑦ その他全植検協が指示する事項

（３）相談窓口の設置

相談窓口は、輸出に取り組もうとする産地や流通事業者などが電話やファックス等で問い合わせができるよう北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄単位など地域毎の利便性を踏まえて開設することとした。また、月曜日から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前１０時から午後５時の間は、相談を受け付ける体制を整備することとした。相談窓口の開設については、広報誌（リーフレットを含む。）を作成し、各都道府県や北海道農政事務所、各地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下、「地方農政局等」という。）が事務局をする輸出促進協議会に対して広報を行った。

具体的には次により実施した。

ア 相談窓口の設置

全植検協の相談窓口は、平成２９年５月１９日に設置した。また、各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄単位）の相談窓口の設置に当たっては、海港に所在する植物検疫協会等に案内し、応募のあった全国１６カ所の植物検疫協会等の中に設置した。各相談窓口には、専用電話（携帯電話）を整備した。なお、各ブロックの相談窓口は、平成２９年６月１日から運用を開始した。

なお、設置した相談窓口は、表３のとおりである。

表3 ブロック毎の相談窓口一覧

ブロック名	相 談 窓 口	連 絡 先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市)	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市)	070(1548)6147
	(一社) 室苦植物検疫協会内 (苫小牧市)	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内 (酒田市)	070(3176)8427
関東地区	(一社) 京葉地区植物検疫協会内 (千葉市)	070(1373)8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内 (高岡市)	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内 (名古屋市)	070(1502)9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市)	070(1186)2975
	和歌山植物輸出入検疫協会内 (和歌山市)	070(1403)9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市)	070(1398)2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市)	070(1499)7759
	(一社) 広島植物検疫協会内 (広島市)	070(1434)4575
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市)	070(1461)6169
	(一社) 高知県植物検疫協会内 (高知市)	070(1410)6814
九州地区	九州植物検疫協会内 (北九州市)	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内 (浦添市)	070(1556)4312

イ 相談窓口の開設の広報

サポート事務局は、相談窓口の開設について周知するとともに、輸出に取り組む・取り組もうとする産地等に利用を促すため、平成29年6月にリーフレット（図2）を作成し、各都道府県や地方農政局等に合計7,200枚を配布した。また、平成29年10月にも新たなリーフレット（図3）を作成し、各都道府県や地方農政局等のほか植物防疫所や専門家に対しても配布することとし、表4のとおり合計で15,500枚を配布した。

また、全植検協ホームページ上にリーフレットのPDFファイル版を掲載した。

私たちが農産物の 輸出をサポートします！

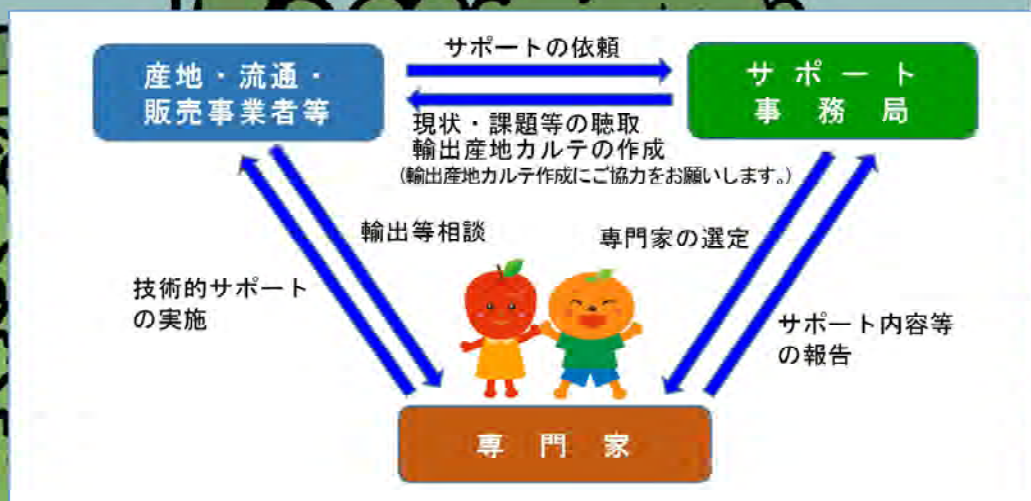
一般社団法人全国植物検疫協会（全植検協）では、農林水産省の委託を受けて輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業を実施しています。

輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者などのみなさんの要望に応じて、

- ①植物検疫
- ②病虫害防除・栽培管理
- ③農薬の残留

等の各分野の専門家を派遣します（詳細は裏面）。

また、相談窓口を設置していますので、農産物の輸出を検討され、その手続き等でお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。



この事業は、農林水産省からの委託により実施していますので、相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。

（一社）全国植物検疫協会

2017.6 版

図 2－1 事業のリーフレット（2017年6月版表面）

輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業の概要

(1) 専門家体制を整備します

輸出に取り組む産地を技術的にサポートするため、サポート事務局（一般社団法人全国植物検疫協会（全植検協））に、①植物検疫、②病害虫防除・栽培管理、③農薬の残留等の専門家体制を整備しています。

(2) 相談窓口を設置します

輸出に取り組もうとする産地や流通・販売業者などが電話、ファックス等で問い合わせができるよう相談窓口を設置しています。また、全植検協のホームページ上からも問い合わせが可能です。

(3) 産地等の現状把握を実施します

産地等から輸出に関する意向、現状、課題等をお伺いし、相談の受付から実際に輸出されるまでの取り組みを「輸出産地カルテ」として記録し、産地等における取り組み状況を適切に把握します。

(4) 専門家による技術的サポートを実施します

① 現地サポート体制の構築

伺った課題に基づき、サポート事務局において、課題等を解決するために適した専門家を選定し、選定した専門家と具体的なサポート方針を検討した上で、現地の関係者を含めた現地サポート体制を構築します。

② 技術的サポートの実施

サポート方針に基づき、専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の産地の実態に応じた継続的な技術的サポートを実施します。

(5) 商社等の貿易業者や通関業者、流通業者等の紹介の実施

輸出に取り組もうとする関係者に対して必要な紹介等によるサポートを実施します。



サポート事業の相談窓口



● 輸出先国の規制に対応するためのサポート事務局

一般社団法人全国植物検疫協会内

TEL 070 (1187) 1520 FAX 03 (5294) 1525

Email support@zenshoku-kyo.or.jp

URL <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3 伊田ビル

● 各地域にも相談窓口を設置しています。 (2017年6月現在)

ブロック名	相 談 窓 口	連 絡 先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市)	070 (1495) 7273
	小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市)	070 (1548) 6147
	(一社) 室古植物検疫協会内 (苫小牧市)	070 (1359) 2925
東北地区	酒田植物検疫協会内 (酒田市)	070 (3176) 8427
関東地区	(一社) 京葉地区植物検疫協会内 (千葉市)	070 (1373) 8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内 (高岡市)	070 (1461) 5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内 (名古屋市)	070 (1502) 9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市)	070 (1186) 2975
	和歌山植物輸出入検疫協会内 (和歌山市)	070 (1403) 9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市)	070 (1398) 2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市)	070 (1499) 7759
	(一社) 広島植物検疫協会内 (広島市)	070 (1434) 4575
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市)	070 (1461) 6169
	(一社) 高知県植物検疫協会内 (高知市)	070 (1410) 6814
九州地区	九州植物検疫協会内 (北九州市)	070 (1452) 6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内 (浦添市)	070 (1556) 4312

※ 相談窓口の対応時間は、月曜から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前10時～午後5時までです。各地域の相談窓口で電話が繋がらない場合は、サポート事務局に直接お問い合わせ下さい。

(一社) 全国植物検疫協会

2017.6 版

図2-2 事業のリーフレット（2017年6月版裏面）



図3-1 事業のリーフレット（2017年10月版表面）

農産物の輸出をサポートします

\ step 1 /

ご相談

まずは、お電話、FAX、または全植検協ホームページよりお問い合わせください。
輸出に関する意向や現状などに加え、直面している課題等についても「カルテ」として整理します。

\ step 2 /

現地サポート体制の構築

サポート事務局がご相談者と共に、具体的な課題と対策をサポート方針として明確にした上で、現地の関係者を中心とした現地サポート体制を構築します。

\ step 3 /

技術的サポートの実施

専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的サポートを実施します。

輸出先国の規制に対応するためのサポート事務局（一般社団法人全国植物検疫協会内）

TEL 070(1187)1520 FAX 03(5204)1525

※対応時間：月曜～金曜（行政機関の休日を除く）10:00～17:00

Email: support@zenshoku-kyo.or.jp

URL: <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

住所：〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3 伊田ビル



各地域にも相談窓口を設置しています（2017年10月現在）

北海道地区	(一社)釧路植物検疫協会内	(釧路市)	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内	(小樽市)	070(1548)6147
	(一社)室芸植物検疫協会内	(苫小牧市)	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内	(酒田市)	070(3176)8427
関東地区	(一社)京葉地区植物検疫協会内	(千葉市)	070(1373)8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内	(高岡市)	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内	(名古屋市)	070(1502)9038
近畿地区	(一社)神戸植物検疫協会内	(神戸市)	070(1186)2975
	和歌山植物輸出入検疫協会内	(和歌山市)	070(1403)9276
中国地区	(一社)岡山植物検疫協会内	(倉敷市)	070(1398)2752
	(一社)広島県東部植物検疫協会内	(福山市)	070(1499)7759
	(一社)広島植物検疫協会内	(広島市)	070(1434)4575
四国地区	(一社)香川県植物検疫協会内	(坂出市)	070(1461)6169
	(一社)高知県植物検疫協会内	(高知市)	070(1410)6814
九州地区	九州植物検疫協会内	(北九州市)	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内	(浦添市)	070(1556)4312

※対応時間：月曜～金曜（行政機関の休日を除く）10:00～17:00

※対応時間内に電話が繋がらない場合は、サポート事務局（全植検協内）に直接お問い合わせください。

(一社)全国植物検疫協会

2017.10版

図3-2 事業のリーフレット（2017年10月版裏面）

表4 リーフレットの配布状況

送付先	6月版	10月版
農林水産省（農政局等を含む）	1,800 枚	3,120 枚
植物防疫所	100 枚	1,150 枚
都道府県	2,730 枚	4,800 枚
全農	500 枚	100 枚
サポート事業相談窓口	1,600 枚	2,930 枚
全植検協会員	310 枚	1,520 枚
専門家	100 枚	1,700 枚
その他	60 枚	180 枚
合 計	7,200 枚	15,500 枚

ウ サポート事業ホームページの設置・運営

平成29年5月に、新たに本事業を紹介したサイトを全植検協ホームページ内に設置した（<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>）。このサイトでは、本事業で取り組む内容や相談窓口の情報、インターネットでの相談・問い合わせサイトの開設などの情報（図4参照）を掲載した。

輸出に取り組む又は輸出に取り組もうとする産地等に対する広報を行うため、当該サイトでは、①サポート事務局が農産物の輸出サポート事業を実施していること、②相談窓口を各ブロック毎にも開設していること、③インターネット経由での相談（問合せ）ができること、④専門家の募集を行っていること、⑤農産物の輸出に係る関係機関の紹介（アドレスのリンク）を掲載した。

さらに、その後、第2回有識者検討会での助言を踏まえ、農産物の輸出に関する情報発信の強化を目指し、「農産物輸出に関するサイト」を大幅に改修（図5参照）した。